の「第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数のうち、その基礎となった第３子以降（３歳未満）の児童の数とする。

14　児童数（３歳以降）（被用者分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第１表中区分「支給対象児童数」の「第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数のうち、その基礎となった第３子以降（３歳以降）の児童の数とする。

15　児童数（３歳以降）（非被用者分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（被用者・非被用者分）における様式１第２表中区分「支給対象児童数」の「第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数のうち、その基礎となった第３子以降（３歳以降）の児童の数とする。

16　児童数（３歳未満）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

17　児童数（３歳～小学校）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

［削る］

18　児童数（中学校）（地方公務員分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。

［新設］

14　児童数（３歳未満）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「０歳から３歳未満」の「本年２月末現在全体」の数とする。

［新設］

15　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第１子及び第２子分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数から同表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数を控除した数とする。

16　児童数（３歳～小学校）（地方公務員・本則給付分のうち第３子以降分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「３歳以上小学校修了前」の「うち第３子以降」の「本年２月末現在全体」の数とする。

17　児童数（中学校）（地方公務員・本則給付分）は、児童手当支給状況報告（地方公務員分）の市町村分における第１表(1)中区分「支給対象児童数」の「小学校修了後中学校修了前」の「本年２月末現在全体」の数とする。